



エコエネルギー促進事業補助金 【 外 部 給 電 設 備 】

受付場所

みよし市役所 3階 生活環境課窓口

※実績報告書を郵送で提出することは不可

※書類に不備がある場合は、書類を受付けずお返しします



みよし市



電話：0561-32-8018

FAX：0561-76-5702

メール：kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

補助金の対象者

補助金の対象になる方は、以下のすべての項目に該当する方です。

- ・みよし市の住民基本台帳に記録されていること。
- ・市税など滞納していないこと。
- ・暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ・自ら使用する目的により新規登録で購入した次世代自動車等に購入時または耐用年数（4年（超小型電気自動車は3年））以内に設置したもの。【自動車用の場合】

※上記に1つでも該当しない場合、補助の対象となりませんのであらかじめよくご確認ください。

補助対象設備

外部給電設備（住宅用）	停電等の非常時に次世代自動車等から住宅に電力を供給できる設備で、次の要件を全て満たすもの。 ア 次世代自動車等に搭載される出力AC1500Wのコンセントから直接、住宅内特定回路へ電力を供給できる設備 イ 安全性能として、地絡検出及び屋内電路の漏電遮断機能を備えた設備 ウ 未使用のもの エ 電気自動車等充電設備（V2H）でないもの
外部給電設備（自動車用）	次世代自動車等に取り付けられた、車両外部に出力AC1500W以上の電力を供給できる機能を有し、容易には取り外すことができない設備で、未使用のもの。

補助金額

区分	補助金の額
外部給電設備（住宅用）	補助対象経費の10パーセント（上限5万円）
外部給電設備（自動車用）	補助対象経費の額又は1万円のいずれか少ない額

手続方法

1 補助金交付申請書兼実績報告書の提出

外部給電設備設置後180日以内に、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）に添付書類（必要書類参照）を揃えてみよし市役所3階にある生活環境課窓口へ提出してください。※郵送不可

2 補助金請求書の提出

市が補助金交付申請書兼実績報告書の内容を審査し、適正であると認められると生活環境課から補助金交付決定通知書（様式第4号）と補助金交付請求書（様式第6号）が送付されます。この通知を受け取りましたら、速やかに補助金交付請求書を提出してください。補助金交付請求書を提出していただかないと、補助金を振り込むことができません。

※補助金交付請求書は、生活環境課窓口を持参するほか、郵送やサンネット窓口に提出することもできます。

必要書類

区分	添付書類
外部給電設備（住宅用） ※次ページへ続く	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る領収書の写し ※分割払により購入した場合は、分割払に係る契約書の写し <input type="checkbox"/> 外部給電設備（住宅用）の保証書の写し <input type="checkbox"/> 外部給電設備（住宅用）設置後の住宅の全景カラー写真

	<input type="checkbox"/> 設置されている設備のカラー写真（設置場所及び設置状態を確認できるもの） <input type="checkbox"/> 補助対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書または売買契約書の写し ※工事請負契約書または売買契約書に補助対象経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象経費の内訳が明記されている見積書等の写しを工事請負契約書または売買契約書の写しと併せて提出すること。 <input type="checkbox"/> 規格を確認できるカタログ等書類の写し
外部給電設備（自動車用）	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 自動車検査証記録事項の写しまたは標識交付証明書の写し。ただし、令和5年1月3日以前に新規登録した車両については、自動車検査証の写し <input type="checkbox"/> 請求明細書の写しまたは外部給電設備（自動車用）設置証明書（様式第10号） <input type="checkbox"/> 外部給電設備を設置した車両の全景カラー写真（自動車登録番号が判別できるもの） <input type="checkbox"/> 設置された外部給電設備（自動車用）のカラー写真（設置状態を確認できるもの）

注意事項

1. 補助金交付決定通知書は概ね1か月を目途に発送します。
2. 補助金の支払いは、補助金交付請求書を受理してから概ね2～3週間後になります。
3. 個人情報保護の観点から交付決定に関する問い合わせは、申請者本人が窓口にて身分証を提示して行う場合を除き、お答えできません。代行業者の方は、上記の期間を目安に申請者に直接ご確認ください。
4. 必要書類の不足をはじめ、提出書類に不備があった場合、受付はせず再提出となります。ホームページに別途掲載されている記載例をよく確認したうえで記入し、不足する書類がないか十分に確認してから提出してください。
5. 補助金交付決定通知書の再交付はできません。